

京都市における個人情報の保護に関する制度の改善について

(答申)

平成26年10月

京都市情報公開・個人情報保護審議会

まえがき

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が、平成25年5月に成立した。

番号法の施行により、住民票を有する全ての方に対し個人番号が付与されることとなり、個人番号で紐付けすることで、より正確かつ迅速な行政手続が可能となる。このような個人情報の利用を促進する仕組みを構築する一方で、個人情報保護対策を強化するため、特定個人情報の提供の制限、再委託の制限、特定個人情報保護評価書の作成義務等の規定が設けられた。

個人情報保護に関しては、番号法には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）等の読替規定があり、地方公共団体は、国の行政機関が講じることとされている措置の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じることとされているため、どのような措置を講じるべきか、検討する必要がある。

また、番号法からこれを取り巻く社会情勢に視点を広げると、技術の目覚ましい進歩により、情報通信ネットワークが市民生活の隅々にまで行き渡り、豊饒な通信インフラに基づく情報サービスの多様化が見受けられる。その一方で、公・民を問わず個人情報の流出事件・事故が度々起き、また大量の個人情報が一度に流出するという事件も見受けられる。こうした高度情報化社会において、個人情報保護の制度がどうあるべきか、改めて議論する必要がある。

このような背景の下、京都市情報公開・個人情報保護審議会は、平成26年6月に、京都市長から、個人情報の保護に関する制度の改善を調査・審議するよう諮問を受けた。同審議会では、部会を設置し、集中的に検討することとし、合計4回にわたり議論を重ね、答申にまとめるに至った。京都市においては、本答申の趣旨を十分に尊重し、より良い制度の構築に努めていただくことを要請する。

ただ、今回は時間が限られる中、番号法の施行に伴い影響を受けるであろう項目について検討を行ったものであり、個人情報の保護に関する制度全体の改善については、今後時期を置いて、条例の施行状況を踏まえて検討されたい。

最後に、厳しい日程にかかわらず、熱心に議論いただいた委員各位に、心から感謝したい。

平成26年10月

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高木 光

目次

まえがき

1	番号法の読替規定について	1
2	電子計算機処理及び電子計算機の結合の制限について	6
3	代理人による個人情報開示請求等について	9
4	是正の申出制度について	10
5	開示手数料の減免について	11
6	職員の人事等情報について	12

(参考資料)

I	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	14
II	京都市情報公開・個人情報保護審議会委員	37
III	京都市情報公開・個人情報保護審議会部会委員	37
IV	京都市情報公開・個人情報保護審議会及び部会の審議状況	38

1 番号法の読替規定について

番号法第31条の規定により、国の行政機関が講じることとされている措置の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じるものとされているもののうち、番号法第29条及び第30条の読替規定に係る分については、当該読替規定の趣旨に沿って、条例改正を行う方向とする。

【説明】

番号法では、個人番号、特定個人情報（※1）の利用と共に、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう、特定個人情報の保護についての規定が設けられている。特定個人情報の保護に関する規定には、地方公共団体にも適用される規定（書き起こしの規定）と、地方公共団体には直接適用されない、個人情報の保護に関する法律、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律の読替規定が存在する。

具体的には、番号法第29条及び第30条において、これら3法の適用除外及び読替規定を定めており、第31条において、地方公共団体は、国の行政機関が講じることとされている措置の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じるものとされている。

特定個人情報については、番号法の規定により、全国的に統一した取扱いが求められていることから、これらの読替規定の趣旨に沿って、本市の個人情報保護条例（以下「条例」という。）を改正すべきものとする。

具体的には、以下の規定について、読替規定の趣旨にならった改正を行うべきである。（※1 特定個人情報：個人番号をその内容に含む個人情報（個人情報保護法第2条において定義される「個人情報」））

(1) 情報提供等記録（※2）を除く特定個人情報の目的外利用は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、禁止する。情報提供等記録については、目的外利用を禁止する。（行政機関個人情報保護法第8条、条例第8条）

（※2 情報提供等記録：番号法に基づき設置される情報提供ネットワークシステム（※3）を介した特定個人情報のやり取りに関する記録をいう。情報提供ネットワークシステムを介して不正な情報授受がなされないよう、同システムを介した特定個人情報の授受について逐一記録を取得するものとされている。）

（※3 情報提供ネットワークシステム：正確・安全・迅速な情報連携を実現するために、番号法に基づき設置される、各行政機関、地方自治体の機関等の電子計算機を相互にオンラインで接続した電子情報処理組織で、総務大臣が管理し、及び設置するものをいう。）

- (2) 特定個人情報の開示請求及び訂正請求並びに情報提供等記録を除く特定個人情報の利用停止請求について、任意代理人による請求を認める。(行政機関個人情報保護法第12条等, 条例第14条等) (9ページで再掲)
- (3) 情報提供等記録について、利用停止請求を認めない。(行政機関個人情報保護法第36条, 条例第30条)
- (4) 情報提供等記録を除く特定個人情報の利用停止請求の事由として、次のものを追加する。(行政機関個人情報保護法第36条, 条例第30条)
- ア 利用の制限に関する規定(上記(1)参照)に違反して利用されているとき。
 - イ 番号法第19条の提供の制限の規定に違反して提供されているとき。
 - ウ 番号法第20条の規定に違反して、収集又は保管されているとき。
 - エ 番号法第28条の規定に違反して、特定個人情報ファイル(※4)に記録されているとき。
- (※4 特定個人情報ファイル：個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)
- (5) 特定個人情報の開示請求について、他の制度との調整の規定(他の法令に開示の実施の規定がある場合は、当該他の規定に定めるところによる。)を適用除外とする。(行政機関個人情報保護法第25条, 条例第41条第2項)
- (6) その他の情報提供等記録に係る技術的規定
- ア 提供先への措置要求の規定を適用除外とする。(行政機関個人情報保護法第9条, 条例第9条)
 - イ 訂正を行った際に、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知することとする。(行政機関個人情報保護法第35条, 条例第29条)

行政機関個人情報保護法(現行法)	情報提供等記録以外の特定個人情報に係る読替え	情報提供等記録に係る読替え
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 行政機関の長は、<u>法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 行政機関の長は、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>一 <u>人の生命、身体又は財産の保</u></p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 行政機関の長は、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。</u></p> <p>(適用除外)</p>

<p>一 <u>本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</u></p> <p>二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>	<p><u>護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</u></p> <p>二～四（適用除外）</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>(適用除外)</p>
<p>(開示請求権) 第12条 略</p> <p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</u></p>	<p>(開示請求権) 第12条 略</p> <p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</u></p>	<p>(同左)</p>

<p>(訂正請求権) 第27条 略 2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p>	<p>(訂正請求権) 第27条 略 2 <u>代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p>	<p>(同左)</p>
<p>(保有個人情報の提供先への通知) 第35条 行政機関の長は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>当該保有個人情報の提供先</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(読替なし)</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知) 第35条 行政機関の長は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号に規定する情報照会者または情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。）</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>
<p>(利用停止請求権) 第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。（ただし書略） 一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、<u>又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p>	<p>(利用停止請求権) 第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。（ただし書略） 一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法第27号）第29条第1項の規定により読み替えて適用する第8条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人</u></p>	<p>(適用除外)</p>

<p>二 <u>第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき</u> 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p><u>情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の規定に違反して提供されているとき</u> 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 <u>代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	
--	--	--

-情報提供等記録について適用除外とする条文-

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第9条 行政機関の長は、前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

-特定個人情報について適用除外とする条文-

(他の法令による開示の実施との調整)

第25条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

2 電子計算機処理及び電子計算機の結合の制限について

- (1) 現在、原則として禁止しているいわゆるセンシティブ情報等の電子計算機処理（条例第10条第1項）及び電子計算機の結合（条例第11条）については、法令（条例を含む。）に定めがある場合は適用除外とする規定を設けることが適当である。
- (2) 個人情報の電子計算機処理（条例第10条第2項）については、引き続き事前に審議会からの意見を聴取する制度を維持することが適当である。

【説明】

番号法	京都市個人情報保護条例
<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p>	<p>(電子計算機処理の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、第6条第3項に規定する個人情報及び犯罪に関する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報取扱事務に関し、新たに個人情報（出版、報道等により公にされている個人情報を除く。次条において同じ。）の電子計算機処理をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(電子計算機の結合の制限)</p> <p>第11条 実施機関は、当該実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、通信回線その他の方法により電子計算機を結合してはならない。ただし、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるときは、この限りでない。</p>

<p>第22条 情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。</p>	
--	--

(1) センシティブ情報等の電子計算機処理及び電子計算機の結合

番号法では、情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報を情報照会者（他の行政機関等）に提供することが義務付けられている。この提供を義務付けられた特定個人情報の中には、障害者関係情報も含まれていることがあり、センシティブ情報等（※）の電子計算機処理及び電子計算機の結合を原則禁止とする本市条例の規定は、このまま存置すると番号法の規定に抵触するおそれがある。そのため、法令（条例を含む。）に定めがあるときを適用除外とする規定を設けることが適当である。

なお、電子計算機の結合の制限の規定そのものについては、これまでの個人情報保護審議会の答申でも述べられているとおり、「電子計算機をオンラインで結合して個人情報を処理することは、情報の利用が簡単にできるなどから、プライバシー保護のための安全対策が必要であるので、原則として禁止する規定を設けている。」と考えるため、現行の規定を維持することが適当である。

ちなみに、この規定の趣旨は、実施機関が管理する電子計算機と、実施機関以外の者が管理する電子計算機とを、直接通信回線により結びつけることにより、実施機関が保有する個人情報を、実施機関以外の者が、入手し得る状態になり、市民のプライバシーが侵害されるおそれがある等の理由により、原則禁止としているものであると考えられる。したがって、電子メールの送受信のように、通信回線を利用して単にデータを送信し、又は受信する場合などは、電子計算機の結合に該当しないと考えることが、適当である。

（※センシティブ情報等：条例第6条第3項に規定する個人情報及び犯罪に関する個人情報。第6条第3項に規定する個人情報とは、思想、信条及び宗教に関する個人情報、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報並びに病歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものをいう。）

(2) 個人情報の電子計算機処理

高度情報化社会が進展していく中で、電子計算機処理のさらなる利活用により市民

の利便性の向上に努める必要がある一方、厳密な個人情報保護の仕組みを構築し、個人情報の漏えいを未然に防ぐ必要がある。このため、個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、市民から信頼を得ながら電子計算機の積極的な利用を推進するため、審議会の意見を聴くという現行の規定を維持することが適当である。

3 代理人による個人情報開示請求等について

番号法の読替規定に従い、特定個人情報については、任意の代理人による開示請求等を認めるが、特定個人情報以外の個人情報については、現行の規定を維持することが適当である。

【説明】

条例では、個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示請求等」という。）の請求権は、本人又は法定代理人にのみ認めており、任意代理人には認めていない。請求権を広く認めることは、個人情報の保護の観点から問題があり、かえって本人の権利利益の保護に欠けるおそれがあると考えたためである。番号法において、特定個人情報の任意代理人による開示請求等を認めたのは、情報提供ネットワークシステムの導入に伴う不正な情報提供等の懸念があり得ることから、マイポータル（※）を通じた情報提供等記録の開示システムを整備するとともに、インターネット接続が困難で、かつ書面請求も困難な方についても容易に開示請求ができるようにすること、また、個人番号が利用される社会保障・税の分野の手続は、専門家である税理士や社会保険労務士などの代理人に手続を委任することが多いため、これらの代理人も開示請求等ができるようにしようとするものである。そのため、国においても、特定個人情報以外の個人情報については、従前どおり任意代理人を認めていない。

番号法の読替規定に従い、1（2）で述べたとおり、特定個人情報については任意の代理人による開示請求等を認めることとするが、特定個人情報以外の個人情報については、以下の理由により、引き続き任意代理人による請求を認めないことが適当である。

現在、様々な場面において個人情報の漏えい事件、事故が相次ぐ中、開示請求において個人情報に不当に第三者に漏れることがあってはならないという観点が重要であり、引き続き、特定個人情報以外の個人情報については、任意代理人による開示請求等を認めないことが適当である。ただし、来庁による請求や開示の実施が困難な方に関しては、開示請求等の権利が行使できるよう、引き続き適切に制度の運用を行うことが重要である。

また、任意の代理人による特定個人情報の開示請求等については、本人の委任の意思を確実に確認するよう慎重な取扱いが必要である。

（※マイポータル：番号制度導入に伴い構築されるポータルサイトであり、プッシュ型サービスや情報提供等記録表示サービス等を提供するウェブサイトである。マイポータルにより、行政からの積極的な情報発信が可能となるとともに、国民にとっても情報の検索・確認が容易になると考えられる。）

4 是正の申出制度について

本制度は、利用停止請求の制度化後の状況を踏まえ、苦情の処理制度に統合することが適当である。

【説明】

行政機関個人情報保護法	京都市個人情報保護条例
(規定なし)	(是正の申出) 第35条 実施機関における自己の個人情報の取扱いが不適切であると認める者は、当該実施機関に対し、その取扱いの是正を申し出ることができる。 (以下略) (苦情の処理) 第39条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

是正の申出制度については、平成17年度の条例改正の際に、利用停止請求制度が整備された後においても、制度利用の容易性、不適切な個人情報の取扱いの是正における迅速性という点で、利用停止請求とは違った存在意義を有しているとして、制度を維持するのが適切であると、当時の京都市個人情報保護審議会において答申がされている。

今般、番号法の制定により、特定個人情報について任意代理人による開示請求等を認めることになることから、是正の申出制度の在り方について改めて検討を行った。

前回の答申において独自の意義を有するとされたものの、平成17年度の条例改正以降、是正の申出制度が利用された実績はなく、利用停止請求制度ができたことにより、当該制度で救済し得ない部分は極めて限られていると言える。また、条例にこれとは別に苦情の処理（条例第39条）の制度があり、訂正請求制度、利用停止請求制度で対応できない部分は、この苦情の処理制度により対応できるものと考えられる。

是正の申出制度と苦情の処理制度とは、同じ条例の中で重複した内容であると考えられるため、苦情の処理制度に統合するのが適当である。

5 開示手数料の減免について

行政機関個人情報保護法で徴収している開示手数料は、番号法の規定により減免制度が設けられているが、本市においてはそもそも手数料を徴収しておらず、公文書の写し等の作成等の費用負担については、現行の規定を維持することが適当である。

【説明】

行政機関個人情報保護法	京都市個人情報保護条例
<p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第26条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。</p> <p>(特定個人情報に係る読替により、第2項の以下の後段を追加)</p> <p><u>この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(費用の負担)</p> <p>第40条 この条例の規定による請求及び申出に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>2 第23条第2項の規定により個人情報記録されている公文書の写しの交付(電磁的記録については、これに準じるものとして市長が定める方法を含む。)を受ける者は、当該写しの作成及び送付(電磁的記録については、これらに準じるものとして市長が定めるものを含む。)に要する費用を負担しなければならない。</p>

行政機関個人情報保護法では、開示請求する場合は開示手数料(1件の請求につき、300円又は200円)を徴収しており、番号法では、読替規定により、特定個人情報の開示請求については、「経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該手数料を減免することができる」としている。

しかし、京都市においては、そもそも手数料は徴収しておらず、公文書の写し等の作成及び送付に関する費用の負担を求めている。したがって、当該費用の負担は行政機関個人情報保護法における開示手数料とは、その性格も内容も異なるため、現行の規定を維持することが適当である。

ちなみに、公文書の写しを交付する場合は実費負担分を徴収しているが、自分の情報を確認するだけであれば、閲覧の請求により対応でき、閲覧の請求であれば費用は掛からないことから、写しの交付に当たり、新たに減免規定を設ける必要性も確認できない。

6 職員の人事等情報について

職員の人事等に関する情報について、開示請求等の規定を適用除外として
いる現制度については、維持することが適当である。

【説明】

行政機関個人情報保護法	京都市個人情報保護条例
<p>(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)</p> <p>第10条 行政機関…が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長はあらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては適用しない。</p> <p>三 行政機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの (行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>※ 個人情報ファイル簿の作成及び公表(第11条)にも同様の適用除外規定がある。</p>	<p>(他の制度等との調整)</p> <p>第41条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(中略)</p> <p>3 第6条第4項、第7条、第8条第3項、第10条第2項、第11条及び第3章から第5章までの規定は、本市の職員並びに本市が設立した地方独立行政法人の役員及び職員の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準じる事項に関する個人情報については、適用しない。</p>

職員の人事等情報に関し、番号法においては、当該情報を記録した特定個人情報ファイルは、特定個人情報保護評価の対象外をされているものの、国における個人情報開示請求等の制度については、特定個人情報を含め職員の人事等情報は対象外とされていないことから、検討を行った。

個人情報保護制度は、市民のプライバシーの保護を目的とするものであり、職員の人事等情報(「人事、給与、福利厚生その他これらに準じる事項」をいう。以下同じ。)は専ら市の内部管理に係る事務に関するものであることから、個人情報取扱事務の届出、審議会の意見聴取、個人情報開示請求等については適用しないとしてきたが、この趣旨は特定個人情報についてもあてはまるものであるため、現行の規定を維持することが適当である。

また、番号法において、職員の人事等情報を記録した特定個人情報ファイルの保有に当たり、特定個人情報保護評価の実施は義務付けられていない理由として「これらの事

項は、使用者としての各機関と、被用者としての職員の関係に基づく内部的な情報であり、また、その存在や利用方法も当事者たる職員にはよく知られており、国民・住民の信頼を確保するという特定個人情報保護評価の目的が直接には当たらないと考えられる」とされており、京都市において適用除外の規定を維持することは、番号法の趣旨に反するものではないと考える。

Ⅱ 京都市情報公開・個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名
◎ 高木 光	京都大学大学院法学研究科教授
○ 尾形 健	同志社大学法学部教授
今津菜穂美	税理士
桑原 毅	京都新聞社論説委員
毛川 敦子	市民公募委員
小谷久美子	京都市特別社会教育指導員
坂根 悦子	京都人権擁護委員協議会会長
添田 五朗	市民公募委員
松田 國広	京都市職員労働組合連合会委員長
松村 孝之	京都銀行取締役コンプライアンス統轄部長
三重 利典	弁護士
毛利ゆき子	京都商工会議所女性会副会長

◎会長 ○副会長

Ⅲ 京都市情報公開・個人情報保護審議会部会委員

氏 名	役 職 名
◎ 高木 光	京都大学大学院法学研究科教授
○ 尾形 健	同志社大学法学部教授
佐伯 彰洋	同志社大学法学部教授
松村 孝之	京都銀行取締役コンプライアンス統轄部長
三重 利典	弁護士

◎部会長 ○部会長職務代理者

IV 京都市情報公開・個人情報保護審議会及び部会の審議状況

(審議会：「京都市情報公開・個人情報保護審議会」の略

部会：「京都市情報公開・個人情報保護審議会部会」の略)

会議名	日時・場所	審議内容
平成 26 年度 第 1 回審議会	平成 26 年 6 月 13 日 9 : 30 ~ 11 : 00 市役所本庁舎 E 会議室	市長から「個人情報保護条例の見直しについて」を諮問
第 1 回部会	平成 26 年 6 月 13 日 11 : 00 ~ 12 : 00 市役所本庁舎 F 会議室	(1) 部会長，部会長職務代理者の選出 (2) 部会の公開について (3) 審議検討スケジュールについて (4) 番号法での読替規定について
第 2 回部会	平成 26 年 7 月 9 日 9 : 30 ~ 11 : 00 市役所寺町第 4 会議室	(1) 番号法での読替規定について (2) 代理人による個人情報開示請求等 (3) 是正の申出制度
第 3 回部会	平成 26 年 8 月 8 日 9 : 30 ~ 11 : 30 市役所寺町第 6 会議室	(1) 開示手数料の減免 (2) 電子計算機処理，電子計算機の結合 (3) 職員の人事等情報
第 4 回部会	平成 26 年 9 月 10 日 9 : 30 ~ 11 : 30 市役所寺町第 5 会議室	(1) 電子計算機の結合 (2) 答申案の審議
第 3 回審議会	平成 26 年 10 月 14 日 9 : 30 ~ 12 : 00 市役所寺町第 2 会議室	部会がとりまとめた答申案の検討